

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数			
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	レール締結装置等画像判定技術の検討	契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区北2条西1-1	令和5年5月16日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	27,720,000	-	公財	国認定	1		本業務は、人による検定作業の省力化及び効率化を図ることを目的とし、人による目視または計測で行っている整備新幹線の監査検査における締結装置等の状態判定作業について、保守用車もしくはトロ等)に搭載したレーザセンサやカメラにより取得した画像データを解析し、締結装置等の状態の良否を判定する技術を確立する事により、検査精度の向上および人による検定作業の省力化及び効率化を図ることを目的とする業務である。 本業務を遂行実施するためには、スラブ軌道の構造および、画像解析等データを活用した技術開発に関する知見が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)は、鉄道の将来に向けた研究開発(日本国鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究)に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道のニーズに基づいた実用的な技術開発、鉄道に関する諸現象解明のための基礎研究を行う法人であること、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、軌道構造に関する専門的知識・経験及び高度な実績を有している。 また、在来線において線路の状況を撮影し、分析をして保線作業に生かす画像解析技術を開発していることから、本業務に必要な専門知識、経験、高度な技術力、豊富な実績及び検討結果の分析能力を持つ唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務において、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の者の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、本業務を実施できる唯一の者は「鉄道総研」と判断した。 以上より、本業務においては「鉄道総研」と随意契約を行うものとした。	有
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北陸新幹線、電車線性能確認試験	契約担当役 東京支社長 浅見 均 東京都港区芝公園二丁目4番1号	令和5年5月22日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	156,970,000	-	公財	国認定	1		本業務は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)の電車線路設備完成に際して、トロリ線高さ・偏位量・ひずみ・押上量、桁共振、離線率等の各種の測定を行い、電車線路設備の高速走行性能及び機能についての確認並びに評価を行うものである。本業務の実施にあたっては、新幹線における電車線路設備に関する専門的知識・経験、高度な技術能力が必要であるとともに、各種試験解析の経験が必要不可欠である。研究開発業務等に多くの実績があり、当該業務のうち各種試験に対する確認・評価等に関する技術を唯一有する機関であることから(公財)鉄道総合技術研究所との契約が不可欠である。 なお、過去の同種業務においては、同者を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、同者以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経金第151215001号)に基づき、同者を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	無
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	盛ぶくれ対策における地山評価手法に関する研究R5	契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区北2条西1-1	令和5年5月31日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	14,960,000	-	公財	国認定	1		本業務は、盛ぶくれの発生が懸念される地山に対する新たな評価手法の検討を行い、本業務と既存における研究成果の総合的なりとめを実施することでトンネルの盛ぶくれ対策における地山評価手法を再検討することを目的とする。 実施にあたっては、トンネルに関する鉄道構造物等設計標準に精通し、トンネル盛ぶくれ対策に関する専門的知識や実績があることが不可欠であり、極めて専門性の高い調査研究等業務である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)は、日本国鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、「鉄道構造物等設計標準・同解説(トンネル・シールド)国土交通省鉄道局監修・鉄道総合技術研究所編 R4年5月」や「鉄道構造物等設計標準・同解説 SI単位版(トンネル・山岳)国土交通省鉄道局監修・鉄道総合技術研究所編 R4年5月」を編纂するなどトンネルに関する鉄道構造物等設計標準に精通し、インパットによるトンネルの盛ぶくれ対策を含む鉄道技術における学術的・技術的な業務の実績があり、本業務を実施するに当たり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務においては鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 以上より、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経金第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。	無

独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	新幹線車両の 高速走行に伴 う通信設備へ の影響につい ての調査研究	契約担当役 東京支社長 浅見 均 東京都港区芝 公園二 丁目4番1号	令和5年6月8日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公 募手続きを行ったところ、要件 を満たす参加希望者がなく左 記業者が本業務の唯一の契約 相手方であることが確認され たことから、契約事務規程第 38条第1項第1号工の規定を 適用し、随意契約を締結した ものである。	-	15,730,000	-	公財	国認定	1	無	本業務は、整備新幹線の高速化に向けた通信設備の調査研究 を実施し、その結果を評価することを目的としている。 業務遂行にあたっては、新幹線の高速化に伴う通信設備に関 する専門的な知識・経験が必要であるとともに、鉄道における 通信設備の測定調査、及び評価の経験が不可欠である。当該支出 に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める 公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく同者が本業務 の唯一の契約相手方であることが確認されたため、同者と随意契 約したものである。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	青函トンネ ル、防災シ ステム開発R5	契約担当役 北海道新幹線 建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区 北2条西1-1	令和5年6月30日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	223,630,000	-	公財	国認定	1	有	青函トンネル地震防災システムについては、学識経験者、国交省、機 構、JR北海道からなる「青函トンネル地震防災設備WG」(以下、WGとい う。))により、平成29年度から「改修方針」について審議しており、シス テムの簡素化とともに、新幹線地震システムとの役割を明確にした改修が 求められている。 本業務は、地震警報システム、早期地震検知警報システム、トンネル 覆工ひずみ計及び湧水量検知装置で構成される青函トンネル地震防災 システムについて、今後のシステム改修に向け、各監視システム製作 (湧水・歪・地震)、覆工ひずみ計カバー製作、各監視システムの設置・ 保守・取替計画、ネットワーク設計・通信回線の影響調査、並監視シス テム感度試験などの現況調査も含め行うものである。この業務を効率的かつ 円滑に遂行するためには、青函トンネル地震防災システムに関する専門 的知識・経験及び高度な技術的知見が必要とされる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、日 本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に 関する業務を引き継ぐ法人であり、鉄道技術等に関する基礎から応用に わたる総合的な研究開発、調査等を行う法人として専門的知識、高度な 技術力及び豊富な実績を有する。また、青函トンネル地震防災システム を当初開発した当事者であることから、唯一無二の機関である。 過去の同種業務においては、鉄道総研を特定者の者として参加者の有 無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況 であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関 と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有 無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第 151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを 行った。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	線路周辺画像 解析システ ムを用いた建 築限界確認手 法の検討	契約担当役 北海道新幹線 建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区 北2条西1-1	令和5年7月3日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	14,300,000	-	公財	国認定	1	有	本業務は、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の開業監査・検査時 の建築限界確認において、画像解析システムにより線路周辺の支障物 を確認する手法の検討を行うものである。 受託者が鉄道構造物の設計・施工等に関して専門的な知識、経験を有 し、新幹線構造物および附帯設備並びに建築限界の特性を熟知してい る必要がある。また、使用するシステムについては新線建設における開 業監査・検査時、またはより条件が厳しい営業線の線路巡視・保守管理 に適用されている実績がある等、開業監査・検査に耐え得る高い精度が 担保されたシステムである必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、鉄道 技術に関する基礎から応用における総合的な研究開発、調査等を行う 法人であり、新設構造物および附帯設備並びに建築限界の特性を熟知 している。また、鉄道構造物の維持管理技術に関する研究において、線 路周辺画像解析エンジン(以下、「本解析システム」という)を開発し、実 用化している。本解析システムは、作業車両の前頭設置したステレオ カメラの撮影画像から建築限界内の支障物を検知することができ、且 つ、測定結果を3次元データとして保存することにより、開業監査・検査 等の建築限界確認に活用することができると考える。また、JR九州では 2020年度から本解析システムを活用した列車巡視支援システムを開発 し、在来線検査業務にて運用している。 本解析システムに類するシステムは他になく、本解析システムの特許権 を有する鉄道総研と随意契約を行ったものである。 受注者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規 程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したもので ある。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	北海道新幹 線、超重汚損 及び新耐震指 針に対応した 電車線柱の試 験・検証	契約担当役 東京支社長 浅見 均 東京都港区芝 公園二 丁目4番1号	令和5年7月5日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	39,930,000	-	公財	国認定	1	無	本業務は、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)でのサイト増幅 区間への適用を目的とした従来よりも高強度のスリッジョイント 鋼管柱が電車線路設備耐震設計指針・同解説(平成25年3月)に 適合出来るか試験・評価を行うものである。 本業務の実施にあたっては、新幹線における電車線路設備へ の専門的知識、各種試験解析の経験、高度な技術能力が必須と なる。研究開発業務等に多くの実績があり、当該業務のうち各種 試験にに対する検証・評価等に関する技術を唯一有する機関であ ることから(公財)鉄道総合技術研究所との契約が不可欠である。 なお、過去の同種業務においては、同者を特定者として参加 の有無を確認する公募手続きを行ったが、同者以外の応募はな い状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関 と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者 の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」 (H27.12.15経企第151215001号)に基づき、同者を相手方として随 意契約の手続きを行うこととした。

独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	北海道新幹 線・新青森・ 新函館北斗間 における雪の 舞上り量等測 定調査及び評 価R5	契約担当役 北海道新幹線 建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区 北2条西1-1	令和5年7月7日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	46,420,000	-	公財	国認定	1	有	本業務は、青函共用走行明かり区間における列車速度の高速化に向け、令和4年度調査箇所と除雪方式が異なる地点の雪の舞上り量、積雪深の測定及び気象観測を実施することに加え、令和4年度の調査結果を用いて、高速走行時の車体着雪量を推定するとともに列車遅延への影響度を評価することを目的とする。 北海道新幹線は、非常に厳しい寒冷・多雪地域である事に加え、青函共用走行明かり区間における三線軌区間においては、狭軌側レールと標準軌側レール間の除雪が難しく、舞上った雪の車両着雪が懸念されている。このため、当該区間において260km/hの高速走行を実現するためには、列車速度、除雪方式が異なる区間ごとに雪の舞上り量と車両着雪量を評価することが必要となる。 本業務は専門性の高い調査研究業務であり、鉄道の気象条件や雪害対策に精通し、鉄道構造物に対する調査の経験や既往の新幹線における除雪技術の方法・実績等に関する十分な専門的知識、高度な技術的知見が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発及び調査等を行う法人であり、鉄道の気象防災における学術的・技術的な業務の経験や実績がある事から、本業務を実施するにあたり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	変電ポストに おける接地系 統の調査研究	契約担当役 東京支社長 浅見 均 東京都港区芝 公園二 丁目4番1号	令和5年7月10日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公 募手続きを行ったところ、要件 を満たす参加希望者がなく左 記業者が本業務の唯一の契約 相手方であることが確認され たことから、契約事務規程 第38条第1項第1号工の規定 を適用し、随意契約を締結し たものである。	-	10,989,000	-	公財	国認定	1	無	本業務は、変電ポスト構内での地絡事故等における構内大地電位上昇に対して、隣接しているSCH内通信設備への影響に関する検討を行うものである。 本業務の実施に当たっては、運用中の変電ポスト構内接地を使用し大地電位頻度の測定及び調査を行い、SCH内の通信設備への電位の影響の有無を評価する業務であることから、その測定手法に精通した技術者を有する必要があるとともに新幹線建設の変電設備に関する調査、研究及び評価に関する業務の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく同者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため、同者と随意契約したものである。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	北陸新幹線 (金沢・敦賀間) 電磁誘導 電圧測定調査 及び評価の契 約	契約担当役 東京支社長 浅見 均 東京都港区芝 公園二 丁目4番1号	令和5年7月19日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	17,930,000	-	公財	国認定	1	有	本業務は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)における列車走行時、通信ケーブルに誘起する電磁誘導電圧及び変電所における負荷電流値、等価妨害電流値測定並びに波形を測定し、予測計値値との評価を行うものである。本業務の実施にあたっては、新幹線における通信線路設備に関する専門的知識、調査・評価等に関する高度な技術及び各種試験解析の実績が必要となる。なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	青函トンネル、計測データ の解析評価 R5	契約担当役 北海道新幹線 建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区 北2条西1-1	令和5年7月21日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	18,920,000	-	公財	国認定	1	有	青函トンネルは、全長53.8kmのうち海底下にあるトンネル部分が約24kmにおよぶ長大かつ海底トンネルである。また、平成28年3月に北海道新幹線が開業し、作業坑および先進導坑は列車運行および青函トンネルの維持管理を行う上で非常に重要なトンネルである。海底下240mで常時2.4Mpaの水圧を受けており、開通後35年が経ち、先進導坑・作業坑では劣化による補修を行うなど慎重な維持管理が必要である。 本業務は、青函トンネルの計測データを解析評価し、維持管理マニュアルの更新にむけた課題整理、今後の維持管理の方向性の提案を行うものであり、「青函トンネルにおける計測データの解析・評価」に当たっては、これまでの青函トンネルの維持管理マニュアルに精通するとともに、トンネルに関して広範な専門的知識・経験、豊富な実績を有していることが不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、変状対策の検討に関する専門的知識・経験、豊富な実績を有し、かつ青函トンネルに対する高度な技術的知見を有する機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手として随意契約の手続きを行った。

独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	弾性まくらぎ 埋込形軌道ス ラブの改良	契約担当役 北海道新幹線 建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区 北2条西1-1	令和5年9月26日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号エの規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	49,720,000	-	公財	国認定	1	有	本業務は、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の騒音、振動対策に使用予定である弾性まくらぎ埋込形軌道スラブの経済性向上を目的とした検討及び設計を行う業務である。 業務の実施に関しては、鉄道の軌道スラブ及び弾性まくらぎに関する高度な技術的知見が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、軌道構造の検討に関する専門的知識・経験及び高度な実績を有している。 また、弾性まくらぎ埋込形軌道スラブの原形となる弾性まくらぎ直結軌道は、鉄道総研が開発した軌道構造であり、まくらぎが受ける横荷重を効率の良い道床幅で受け止める構造は、鉄道総研の特許(特許6407796)である。 なお、過去の同種業務において、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため本業務を実施できる唯一の者は「鉄道総研」と判断した。 以上より、本業務においては「鉄道総研」と随意契約を行うものとした。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	新幹線構造物 による反射音 の影響評価	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 北陸新幹線建 設局長 綿貫正明 福井県福井市 大手2-7-15	令和5年9月29日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号エの規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	36,630,000	-	公財	国認定	1	無	本業務を遂行するためには、特異な騒音源になり得る分岐部やレール継ぎ目部が多数ある現地の状況を踏まえた上で、在来線の鉄道走行音を模型上で適切に再現する能力が必要であり、現地で混在する複数の騒音源を分離測定できる機材と、鉄道騒音の解析に関する豊富な知識・経験及び高度な技術力が必要不可欠である。 「公益財団法人鉄道総合技術研究所」(以下「鉄道総研」)は、鉄道技術に関する総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、新幹線鉄道の騒音解析に関する豊富な実績と経験を有する専門家を擁しており、模型実験に必要な無響室を保有している。また、鉄道総研は鉄道騒音を音源別に測定することができる「アレイ式指向性マイクロフォン」を保有しているが、これは市場に流通していない特殊機械である。 以上のことから、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方とし随意契約の手続きを行うものとする。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	北陸新幹線 (金沢・敦賀間)における 騒音影響解析	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 北陸新幹線建 設局長 綿貫正明 福井県福井市 大手2-7-15	令和5年10月10日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号エの規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	67,650,000	-	公財	国認定	1	無	本業務は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)における試験・訓練運転の車両走行時に測定された車両走行音による実測コンターマップ(別役務)と、測定結果をもとに改修した騒音予測プログラムの結果と比較することで、沿線家屋に対する騒音影響の解析を行う業務である。 本業務を遂行するためには、過年度業務で作成された新幹線騒音予測プログラムについて、新幹線走行騒音の詳細な音源分離および音源別寄与度の算定ができるように改良する能力が必要であり、新幹線鉄道の騒音解析に関する豊富な知識・経験及び高度な技術力が必要不可欠である。 「公益財団法人鉄道総合技術研究所」(以下「鉄道総研」)は、鉄道技術に関する総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、新幹線鉄道の騒音解析に関する豊富な実績と経験を有する専門家を擁している。また本業務の前提となる騒音予測プログラムは鉄道総研が開発したものであり、鉄道総研はその詳細に精通した唯一の機関である。 以上のことから、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方とし随意契約の手続きを行うものとする。

独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	トンネル坑口 周りにおける 三次元解析手 法を用いた騒 音評価	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 北陸新幹線建 設局長 綿貫正明 福井県福井市 大手2-7-15	令和5年10月16日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	45,760,000	-	公財	国認定	1	無	本業務はトンネル坑口周辺を対象とした三次元モデルを作成したのちに、トンネル坑口周辺の音響数値シミュレーションを行い、トンネル坑口周辺の騒音伝播状況の解析や坑口周辺斜面による反射音の可視化及び定量的な評価を行うものである。本業務を遂行するためには、特異な騒音源になり得るトンネル坑口部である現地の状況を踏まえた上で、新幹線鉄道走行音を音響数値シミュレーションで適切に再現する能力が必要であり、鉄道騒音の解析に関する豊富な知識・経験及び高度な技術力が必要不可欠である。 「公益財団法人鉄道総合技術研究所」(以下「鉄道総研」)は、鉄道技術に関する総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、新幹線鉄道の騒音解析に関する豊富な実績と経験を有する専門家を擁している。また、本業務はこれまでの騒音予測プログラムにおいて精度が低かったトンネル坑口周辺の予測精度を向上させるための取り組みであり、騒音予測プログラムの深度化を図るものである。業務の前提となる騒音予測プログラムは鉄道総研が開発したものであり、鉄道総研はその詳細に精通した唯一の機関である。 以上のことから、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方とし随意契約の手続きを行うものとする。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	北海道新幹 線、青函共用 走行区間での 高速走行に向 けた課題整理	契約担当役 北海道新幹線 建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区 北2条西1-1	令和5年12月14日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の 目的を達することができない ため、契約事務規程第38条 第1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。	-	12,650,000	-	公財	国認定	1	有	北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)における青函共用走行区間においては、現在、安全性を確保しつつ新幹線列車を高速走行させるための具体的な方法等について調査し、必要となる技術開発を進めている。 その具体的な方策の一つであるすれ違い時減速システム(以下「本システム」という。)案の検討として、既存の新幹線鉄道、在来線鉄道の運行管理システムに、列車走行に伴うトンネル内の圧力変動を考慮し、本システムの向上と深度化を図ることを目的として本システムの概念設計、基本設計を行ってきたところである。 本業務は、北海道新幹線の青函共用走行区間における高速走行に向けて、貨物列車と高速の新幹線列車が同時に共用走行区間内に在線する場合を想定し、過年度において検討された、すれ違い時に新幹線列車が減速するシステムの設計、地上側のカメラ等の設置による安全確認及び貨物列車への検査用車両の連動による安全確認について、過年度の検討結果の再整理を行うとともに、今後の検討課題の整理を行うことを目的とする。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、列車走行時のトンネル内圧力変動の現象に関する専門知識と高度な技術力及び気圧変動等の研究、予測プログラム等の気圧変動業務の実績並びに学術的・技術的な経験を有し、また、新幹線鉄道・在来線鉄道の運行システムに関し、既存技術及び新技術に係る専門知識と高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 以上より、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	4020005004767	北海道新幹 線、新函館北 斗・札幌間ポ イントヒー ター調査研究	契約担当役 東京支社長 浅見 均 東京都港区芝 公園二 丁目4番1号	令和6年2月7日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都分寺市 光町二丁目8番地 38	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公 募手続きを行ったところ、要件 を満たす参加希望者がなく左 記業者が本業務の唯一の契 約相手方であることが確認さ れたことから、契約事務規程 第38条第1項第1号工の規定 を適用し、随意契約を締結し たものである。	-	33,880,000	-	公財	国認定	1	無	本業務は、極寒地区となる北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)において分岐器箇所を設置するポイントヒーター設備についで検討を行うものである。 本業務の実施に当たっては、気温、降雪量の統計に基づくポイントヒーターに必要な電気容量の検討、現地環境に見合ったポイントヒーターの種類、個数の検討、既設と同一形状での増容量タイプを検討することで、極寒地区における最適なポイントヒーターの設置方法を検討する業務であることから、その検討手法に精通した技術者を有する必要があるとともに新幹線鉄道の電灯電力設備に関する調査、研究及び評価に関する業務の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく同者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため、同者と随意契約したものである。

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。